

北茨城市重点対策加速化事業補助金  
(自家消費型太陽光発電設備・蓄電池(家庭用))

補助金申請の手引き

【受付・問合せ先】

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課 脱炭素推進係

〒319-1592

北茨城市磯原町磯原1630番地

電話：0293-43-1111(内線481)

FAX：0293-42-0454

メール：datsutanso@city.kitaibaraki.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日(年末年始等)を除く。

【申請受付期間】

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

令和8年度

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課

## 目 次

### 1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨	2
(2) 補助事業名	2
(3) 補助対象者	2
(4) 補助対象事業	2
(5) 補助対象経費	3
(6) 補助率及び補助金額の上限	3
(7) 補助予定件数	3
(8) 審査について	3
(9) 受付期間	3
(10) 実績報告書の提出期限	3

### 2 申請方法

(1) 申請及び実績報告までのフロー	4
(2) 提出方法	5
(3) 申請受付期間	5
(4) 提出方法	5
(5) 受付窓口	5

### 3 国実施要領要件の詳細

(1) 共通要件	6
(2) 太陽光発電設備に関する要件	6
(3) 蓄電池に関する要件	7

### 4 注意事項及びその他

(1) 取得財産等の処分について	8
(2) 交付決定について	8
(3) 計画変更について	8

### 5 提出書類

(1) 補助金申請時に必要な書類	9
(2) 補助金申請時に必要な書類の詳細	10
(3) 実績報告時に必要な書類	11
(4) 実績報告時に必要な書類の詳細	12
(5) 必要に応じて提出する書類及び詳細	12

## I 補助事業の概要

### (1) 事業の趣旨

本市は 2020 年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年に二酸化炭素 (CO2) 排出量の実質ゼロを目指すこととしている。この実現に向けて、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設での CO2 排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取組を推進する必要がある。

本事業は、住宅等に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進するため、当該設備の設置費用の一部について補助を実施するものである。

### (2) 補助事業名

北茨城市重点対策加速化事業補助金（自家消費型太陽光発電設備・蓄電池（家庭用））

### (3) 補助対象者

北茨城市内に、自らが居住又は居住を予定している住宅等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者（PPA 及びリースによるものを含む。）

※住宅等：事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む

### (4) 補助対象事業

太陽光発電設備と蓄電池を一体的に設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。

#### 《注意》

・太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入する方が対象です。どちらか片方の導入の場合は対象になりません。

・市で行っている「令和 8 年度 住宅用太陽光発電・蓄電システム補助金」との併用が可能です。

・本補助金の交付決定を受ける前に設置工事に着手（事業者との工事請負契約を含む）している場合は原則対象になりません。

ア 北茨城市内に設置されるものであること。

イ 太陽光発電設備については、国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

蓄電池については、国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。

◎ 国実施要領に定める交付要件の詳細については、6 ページ「3 国実施要領要件の詳細」を参照すること。

ウ 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。

エ 発電した電力のうち余剰電力を売却する場合には、市が指定する電力会社に売却すること。

#### (5) 補助対象経費

太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る費用（国実施要領別表第1参照）

※ 消費税及び地方消費税を除く。

#### (6) 補助率及び補助金額の上限

区分	補助率	補助金額の上限
太陽光発電設備	発電出力（kW）× 7万円	太陽光発電設備の設置に係る費用
蓄電池	蓄電池の設置に係る費用× 1 / 3	蓄電容量（kWh）× 4.7万円

※上記に掲げる額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

例．発電出力 5.0kW の太陽光発電設備と蓄電容量 8.0kWh の蓄電池を設置

→最大補助金額は、 $(5.0 \times 70,000) + (8.0 \times 47,000) = \underline{726,000 \text{ 円}}$

#### (7) 補助予定件数 約 30 件

#### (8) 審査について

- ・受付期間内に到着した順に審査を行い、申請書類の到着日から 2～3 週間程度を目途に交付決定を行う。（申請書類に不備・不足がある場合はこの限りではない。）
- ・受付期間中であっても申請件数が予算額に達した時点で受付を終了とする。

#### (9) 受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日（年末年始等）を除く。）

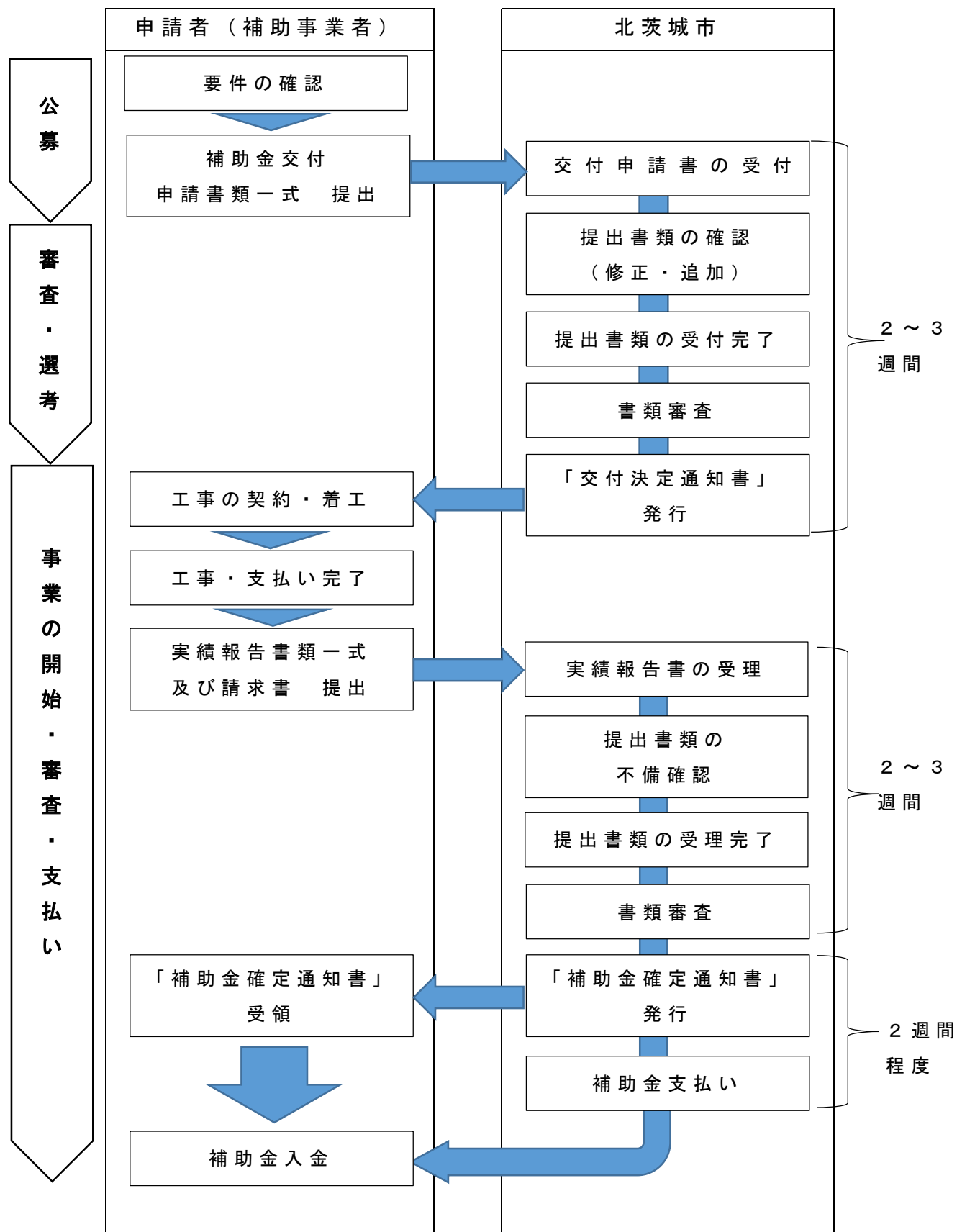
※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切る。

#### (10) 実績報告書の提出期限

事業の完了日（本事業に係る一連の工事が完了した日）から起算して 1 ヶ月以内。又は令和 9 年 3 月 15 日のいずれか早い日。

## 2 申請方法

### (1) 申請及び実績報告までのフロー



## (2) 提出書類

提出書類については9ページ「5 提出書類」を参照すること。

## (3) 申請受付期間

受付期間：令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）まで  
月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで  
（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日（年末年始等）を除く。）

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切る。

## (4) 提出方法

ア 申請書を下記の受付窓口まで持参する方法。

イ 申請書を下記の受付窓口宛てに郵送する方法。

※不備のある書類は受付できません。（原則返送となります。）

## (5) 受付窓口

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課 脱炭素推進係  
〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630番地  
（北茨城市役所庁舎4階）

電話：0293-43-1111（内線481）

FAX：0293-42-0454

### 3 国実施要領要件の詳細

#### (1) 共通要件

- ・整備する設備は、商用化され導入実績があるものであること。
- ・整備する設備は、中古設備でないこと。
- ・整備する設備は、各種法令等に遵守したものであること。
- ・法定耐用年数(※)を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(※) 太陽光発電設備：17年 蓄電池：6年

#### 【PPA 契約、リース契約の場合】

- ・PPA 事業者又はリース事業者に対して本補助金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金等から控除されるものであること。  
(サービス料金等から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類が必要となります。)
- ・導入した設備等を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等が分かる書類を具備すること。  
また、リース期間等が法定耐用年数よりも短い場合は、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

#### (2) 太陽光発電設備に関する要件 (国実施要領別紙 2 の 2 ア (ア))

- ・本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ・自己託送を行わないものであること。
- ・資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- ・発電した電力量の 30%以上を自家消費すること。  
(自家消費率の確認のため、市から発電量や使用量の記録資料の提出を求める場合があります。)

### (3) 蓄電池に関する要件（国実施要領別紙2の2ア（イ））

- ・再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・蓄電池の導入費用（工事費込み・税抜）を蓄電容量 1kWh 当たり 125,000 円以下となるよう努めること。
- ・初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が登録・公表している蓄電システムであること。（国実施要領の交付要件 h～m（i を除く）に相当）

## 4 注意事項及びその他

### (1) 取得財産等の処分について

ア 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、この効率的運用を図らなければならない。

イ 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換，貸付け、担保に供する、又は取り壊し（破棄を含む）を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

### (2) 交付決定について

補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を求める場合がある。

### (3) 計画変更について

補助事業者は交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときには速やかに補助金変更等承認申請書（様式第 4 号）を提出すること。

## 5 提出書類

### (1) 補助金申請時に必要な書類

補助金の申請にあたっては、以下の書類を揃え提出すること。

※北茨城市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

#### 【申請時】

○：全員提出      △：該当者のみ提出

No.	書類名	様式	該当	確認
①	交付申請書	第1号	○	
②	事業概要書	第1号 別紙3	○	
③	チェックリスト	第1号 別紙3の2	○	
④	市税等納付状況等調査承諾書	第1号 別紙6	○	
⑤	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	第1号 別紙7	○	
⑥	太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用の根拠となる書類（見積書、見積明細書等）	任意様式	○	
⑦	太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量等が分かる書類	任意様式	○	
⑧	太陽光発電設備及び蓄電池の配置図	任意様式	○	
⑨	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△	

## (2) 補助金申請時に必要な書類の詳細

### ① 交付申請書（様式第1号）

- ・市が指定する交付申請書に記入すること。

### ② 事業概要書（様式第1号別紙3）

- ・事業の実施場所、実施内容、補助対象経費について記入すること。
- ・蓄電池のメーカー名・型式を記入する際は、一般財団法人環境共創イニシアチブ（SII）の製品登録情報を参照すること。

### ③ チェックリスト

- ・補助要件等を確認し、該当するものにチェックを記載すること。

※原則、全てにチェックがない場合は、交付対象としない。

### ④ 市税等納付状況等調査承諾書（様式第1号別紙6）

- ・交付要件である市税等に未納がないことを確認するため、市が補助対象者の市税等の納付状況を調査することを承諾する場合、記入すること。

※市税等に未納がないことを確認出来ない場合は、交付対象としない。

### ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第1号別紙7）

- ・内容を確認し、署名すること。

### ⑥ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用の根拠となる書類（見積書、見積明細書等）

- ・見積書等の宛名が申請者と同一名であること。
- ・見積書等には補助対象経費が分かるように、備考欄等にその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目に印を示すこと。

### ⑦ 太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量等が分かる書類（仕様書、カタログ等）

- ・それぞれの型式や寸法が記載されている仕様書、カタログ等の写しを提出すること。

### ⑧ 太陽光発電設備及び蓄電池の配置図

- ・見積書等との整合性（数量、発電出力等）が取れていること。

### ⑨ その他市長が必要と認める書類

- ・必要に応じて、対応すること。

### (3) 実績報告時に必要な書類

実績報告時には以下の書類を提出すること。

※北茨城市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

#### 【実績報告時】

○：全員提出      △：該当者のみ提出

No.	書類名	様式	該当	確認
①	実績報告書	第6号	○	
②	個票	第6号 別紙3	○	
③	施工前後の写真	任意様式	○	
④	補助対象設備に係る契約行為を行ったことが 分かる書類（契約書等）	任意様式	○	
⑤	工事費用の支払を確認できる書類	任意様式	○	
⑥	住民票の写し	—	○	
⑦	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△	

#### (4) 実績報告時に必要な書類の詳細

- ① 実績報告書（様式第6号）
  - ・市が指定する報告書に記入すること。
  
- ② 個票（様式第6号別紙3）
  - ・設置した設備に関する情報等について記入すること。
  
- ③ 施工前後の写真
  - ・設備設置前の写真及び設置工事後の現況写真を比較できるように撮影すること。
  
- ④ 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類（契約書等）
  - ・設置工事の請負契約書の写し等、申請者が施工業者と係る契約行為を行ったことが分かるものを提出すること。
  - ・申請者の氏名、契約日、発行者名（施工業者等）の記載があるものとし、契約日は本補助金の交付決定の日以降であること。
  
- ⑤ 工事費用の支払を確認できる書類
  - ・領収書の写し等、申請者が施工業者に対して支払いをしたことが分かるものを提出すること。  
なお、申請者の氏名、領収日、発行者名（施工業者等）の記載があるものとする。
  - ・支払金額が補助金申請時にて提出した、設置費用の根拠となる書類の金額と一致すること。
  
- ⑥ 住民票の写し
  - ・3ヶ月以内に発行されたもの。
  - ・住民票に記載の住所が設備の設置場所と一致していること。
  - ・マイナンバーが記載されていないもの。
  
- ⑦ その他市長が必要と認める書類
  - ・必要に応じて、対応すること。

#### (5) 必要に応じて提出する書類及び詳細

- ① 事前着手届（様式第2号）
  - ・やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、交付申請書に併せて事前着手届を提出し、承認を受けること。  
ただし、環境省から市に通知される交付金の内示日以降に着手する場合に限る。

② 補助金変更等承認申請書（様式第4号）

- ・ 補助申請内容を変更、中止するときは、変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。
- ・ 導入する設備又は補助金額に変更が生じた場合は、変更等承認申請書に併せて変更後の内容を記載した事業概要書（様式第1号別紙3）を提出すること。